

遊漁者の皆さんへ

○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県ほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。

この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

○ 磯遊びのルール＆マナー

1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

アワビ、ナマコについては特定水産動植物のため、漁業権が設定されていない海でも採捕が禁止されています。

2. 使用できる漁具・漁法

- ・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
 - ①たも網・すくい式さ手網
 - ②投網（船を使用してはならない）
 - ③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）
- ・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県の海でまき餌釣りをするときは、
ルールを守らなくちゃいけないんだよ。

- ・まき餌の量はできるだけ少なくしよう。
- ・残ったまき餌やゴミを海に捨てないようにしよう。
- ・海を大切に守っている漁師さんの言うことを聞こう。



【お問い合わせ先】 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)
銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)
勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)
詳細は、URLまたはQRコード®から県ホームページをご確認ください。



「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>